公立大学法人三重県立看護大学

令和７年度業務実績に関する評価結果

令和８年９月
三重県公立大学法人評価委員会

目　次

はじめに・・・

≪はじめに≫

公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）は、平成 21 年４月の法人化以来、第一期中期目標期間（平成 21 年４月～平成 27 年３月）、第二期中期目標期間（平成 27 年４月～令和３年３月）を終え、令和３年４月より第三期中期目標期間（令和３年４月～令和９年３月）を迎えた。

第三期の中期目標においては、第二期から引き続き、質の高い人材の養成、教育・研究成果の社会への還元、国内外の看護の発展と保健・医療・福祉の向上を目的としつつ、さらに発展させる形で、教育・研究のさらなる質的向上、多様化する保健医療ニーズへの対応、地域社会の保健・福祉に関わる切実な課題の解決等を盛り込むとともに、第二期の実績や今後の方向性をふまえて目標項目および数値目標の一部変更を行った。

法人は、この中期目標に沿って、質の高い教育・研究の実践を通じて優れた看護職者を育成し、社会貢献・地域連携の推進を通じて地域の保健・医療・福祉の向上に寄与し、大学の教育研究活動を効果的に実施するため業務運営を的確に行うという考え方に立って、第三期の中期計画を定めた。

また、第二期における法人の成果や課題については、令和３年９月にとりまとめた「第二期中期目標期間における業務実績に関する評価結果」において、教育・研究・地域貢献等をはじめとする全ての項目で「中期目標の達成状況が良好である」としたが、一方で解決すべき諸課題として、大学院看護学研究科修士課程の学位取得者数の少なさや専門教員の未充足などを挙げた。

法人は、これらをふまえ、第三期中期目標期間の５年目である令和７年度における年度計画を策定し、同年度の業務実績報告書を、令和８年４月 28 日に、三重県公立大学法人評価委員会に提出した。

三重県公立大学法人評価委員会は、この業務実績報告書の提出を受け、法人の令和７年度業務実績に関する評価を行った。

令和７年度の年度計画の実施状況等の特徴として、国家試験合格率（看護師・保健師）および国家試験合格者数（看護師・保健師・助産師）の数値目標は未達成となったものの、国家試験合格率（助産師）や県内就職率、修士学位取得者数は数値目標を達成している。加えて、教育、研究、社会・地域貢献等の３分野においても、高大接続[1]の拡大や大社接続[2]の支援、研究と地域課題との循環の促進、多様な主体との連携や地域住民との交流等で具体的な成果をあげるとともに、業務運営の改善や財務内容の改善、大学教育の質保証等を含む全ての項目で、年度計画を順調に、あるいはこれを上回って実施している。

以下では、具体的な実施状況や数値目標の達成状況等について、業務実績報告書の項目に則して述べている。

[1] 高大接続：高校教育と大学教育との接続のこと。

[2] 大社接続：大学と社会との接続のこと。

≪年度評価の方法≫

評価にあたっては、平成21年12月10日に策定した「公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に関する評価基本指針」および「公立大学法人三重県立看護大学の各事業年度の業務実績評価実施要領」に基づき、以下のとおり評価を行った。

① 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」を行った。

② 「項目別評価」は、年度計画の記載項目（小項目）ごとに法人が自己点検・自己評価を行い、これをもとに、評価委員会において検証・評価を行った。

（教育研究の特性に配慮すべき項目）

大学の教育研究の向上に関する項目のうち、教育研究の特性に配慮すべき項目については、専門的な観点からの評価は行わないものとし、事業の外形的・客観的な進捗状況について確認するものとした。この場合、教育研究の特性に配慮すべき範囲は、教育内容、教育の質の向上および学生支援ならびに研究水準および研究の成果等、研究実施体制の整備に関する項目とした。

（教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目）

教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目については、業務実績報告書の小項目ごとに法人の自己評価や年度計画の設定の妥当性も含めて総合的に検証し、年度計画の達成状況についてⅠ～Ⅳの４段階で評価を行った。また、小項目ごとの評価と特記事項をもとに、大項目ごとの達成状況について、Ｓ～Ｄの５段階の評価を行った。

③ 「全体評価」は、「項目別評価」の結果をふまえつつ、中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価を行った。

なお、大項目の区分、小項目評価および大項目評価の基準は、以下のとおりである。

◆　大項目は、以下のとおり区分する。

Ⅰ　大学の教育研究の向上に関する項目	1　教育に関する項目	教育研究の特性に配慮すべき項目
	2　研究に関する項目	
Ⅱ　社会・地域貢献に関する項目		教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目
Ⅲ　大学運営に係る環境整備に関する項目		
Ⅳ　的確な業務運営の実施及び業務改善に関する項目		
Ⅴ　財務内容の改善に関する項目		
Ⅵ　大学教育の質保証及び情報の公開・発信に関する項目		

◆　小項目の評価は、以下を基準として行う。

ランク	評　価　基　準
Ⅳ	年度計画を上回って実施している
Ⅲ	年度計画を順調に実施している
Ⅱ	年度計画を十分には実施していない
Ⅰ	年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない

◆　大項目の評価は、小項目の評価ランクごとに、Ⅳを３点、Ⅲを２点、Ⅱを１点、Ⅰを０点として小項目の平均点を算出し、それを次の基準で評価する。
ただし、Ⅱ以下の小項目がある場合は、A評価以上とはしない。
なお、上記は判断の目安であり、評価委員会が総合的に評価し決定する。

	評　価　点	評　価　の　基　準
S	特に優れた実績を上げている	評価委員会が特に認める場合
A	順調に実施している	小項目の平均点が２点以上
B	概ね順調に実施している	小項目の平均点が１．８点以上２点未満
C	十分に実施していない	小項目の平均点が１．８点未満
D	大幅な見直し、改善が必要である	評価委員会が特に認める場合

（注）小項目の平均点は、小数点以下第２位を四捨五入する。

1　全体評価

(1)　評価結果と判断理由

① 大学の教育研究の向上に関する項目

第１の教育に関する項目、第２の研究に関する項目については、専門的な観点からの評価は行わないものとし、地方独立行政法人法第 79 条の規定により、認証評価機関の教育および研究の状況についての評価をふまえることとするため、法人から提出された業務実績報告書に基づき、事業の外形的・客観的な進捗状況について確認した。

教育に関する項目については、教育内容、教育の質の向上、学生支援の目標について取り組まれており、いくつかの項目について顕著な成果が認められ、年度計画を順調に実施していると認められる。

研究に関する項目については、研究水準および研究の成果、研究実施体制の整備の目標について取り組まれており、年度計画を順調に実施していると認められる。

② 上記以外の項目別評価

項目名＼評価	S	A	B	C	D
Ⅱ　社会・地域貢献に関する項目		○			
Ⅲ　大学運営に係る環境整備に関する項目		○			
Ⅳ　的確な業務運営の実施及び業務改善に関する項目		○			
Ⅴ　財務内容の改善に関する項目		○			
Ⅵ　大学教育の質保証及び情報の公開・発信に関する項目		○			

Ｓ・・特に優れた実績　Ａ・・順調に実施　Ｂ・・概ね順調に実施　Ｃ・・十分に実施していない

Ｄ・・大幅な見直し、改善が必要

③ 全体評価結果

公立大学法人三重県立看護大学の第三期中期目標期間の５年目にあたる令和７年度の業務実績は、年度計画を計画どおり遂行しており、全体として中期計画を順調に実施していると認められる。

今回の評価結果を活用し、さらに積極的に改革･改善を行うことにより、教育、研究、社会・地域貢献等、大学運営全般が一層充実されることを期待する。

(2)　中期目標に定める数値目標の達成状況

① 全体的な達成状況

「公立大学法人三重県立看護大学第三期中期目標」には、看護師国家試験合格率等の 18 項目の数値目標を定めており、各年度の目標値と実績値との対照が可能となっている（数値目標一覧表は 26～27 ページ参照)。

この結果を見ると、令和７年度の 18 の数値目標のうち、目標が達成されたものは「国家試験合格率（助産師)」「県内就職率」など 11 項目、未達成のものは「国家試験合格率（看護師・保健師)」および「国家試験合格者数（看護師・保健師・助産師)」の５項目であった（その他単年度での評価ができないものが２項目)。

これらの数値目標の中には意欲的に高いレベルを設定しているものがあること

も考慮する必要はあるが、未達成となった５項目についてはその要因を分析し、今後の目標達成に向けて全力を挙げていただきたい。

なお、現在の数値目標は、第二期中期目標において定めたものを、第三期中期目標策定時に一部見直したものであるが、今後の社会情勢や環境の変化等に的確に対応していくため、必要に応じて、目標となる指標や数値設定等について、あらためて検討することも考えられる。

② 主な数値目標の達成状況

《看護師・保健師・助産師国家試験の合格率、合格者数》

看護師・保健師・助産師の合格率はいずれも 100％を目標として掲げており、看護師 96.7％、保健師 92.4％と目標を達成できなかったが、助産師は目標を達成した。国家試験合格率の全国平均は、看護師 94.1％、保健師 89.9％、助産師 99.8％であり、これらを上回っていることから、国家試験対策の効果があったと評価される。

なお、看護師・保健師・助産師の合格者数においては、看護師は目標の 95 名に対して 89 名、保健師は目標の 95 名に対して 85 名、助産師は目標の 10 名に対して８名であり、いずれも数値目標を達成できなかったため、引き続き、学生相談制度等の周知や学習支援を実施し、学生支援のさらなる充実を図っていただきたい。

《県内就職率》

就職者数に対する県内への看護職就職者数の割合は 57.5％と目標の 55％を上回り、前年度 54.3％より増加した。今後も引き続き、県内就職率向上のためのさまざまな取組を実施いただくとともに、県内医療機関等との連携強化を図っていただきたい。

《修士学位取得者数》

大学院研究科修士課程での学位取得者数は 11 名となり、目標８名を達成した。修士学位取得者数については、入学者の確保が課題になっていることから、今後も定期的な制度の見直しと検討を図っていただきたい。

《競争的研究資金申請率・外部研究資金採択率》

競争的研究資金の申請率（在職教員における比率）は 100％で、目標を達成した。

また、外部研究資金採択率も 51.1％と、目標の 50.0％を達成した。

《看護職者を対象とした講座等・県民向け講座等の開催数》

看護職者を対象とした専門講座等の開催回数は 142 回と、目標の 100 回を上回った。

また、県民向け講座等の開催回数は 100 回と、目標の 96 回を上回り、講座の満足度も高く、県民のニーズに応えることができた。

《学生アンケートにおける学生の満足度》

大学生活の支援に対する満足度については、チューター制度[3]、学生相談制度[4]、健康相談、事務局対応、経済支援、進路の６項目の支援制度全体に対する満足度で計っており、98.4%と目標の 80.0%を達成した。

(3) 全体的な実施状況

① 重点的取組及び特筆すべき取組

〈21102　高大接続の拡大（学部）〉

「一日みかんだい生[5]」「出前授業」「高校生のためのオープンクラス[6]」等を通じて、高校生が看護職や学生生活を理解できる機会を継続的に提供するとともに、高校訪問等を通じて積極的に高大接続を推進したことは高く評価できる。特に、「一日みかんだい生」は定員を上回る応募と高い参加者満足度を得ており、看護職への関心や進路意識の醸成、ミスマッチの防止に資する取組として評価できる。

〈21201　授業の点検・評価〉

「授業振り返りアンケート」により、授業改善に加えて学生自身の学修成果の振り返りを促す仕組みを整備するとともに、「教員相互による授業点検評価」において、優れた授業実践を教授会で共有するなど、教員相互の意見を教育改善につなげる取組を進めていることは高く評価できる。

一方で、実習科目におけるアンケート回答率が低い状況をふまえ、学生が回答しやすい環境や方法を検討するとともに、改善結果を学生へ適切にフィードバックする取組を進めることを期待する。

〈21302　大社接続の支援〉

「就職説明会」や「ようこそ先輩」を継続して開催し、学生が卒業後の進路を具体的に考える機会を提供するとともに、早期に卒業生や県内医療機関等との接点を広げる取組を進めていることは評価できる。また、特別選抜による入学予定者および保護者を対象とした「三重の保健医療を支える未来の看護職者育成交流会」により、入学前から県内医療の現状や将来のキャリアについて理解を深める機会を提供している点も、県内就職の意識醸成につながる取組として高く評価できる。

〈21303　就職支援〉

県内就職率が 57.5%となり数値目標を達成したことは高く評価できる。また、「就活講座」「三重を知ろうⅠ・Ⅱ」等を通じて、学生の進路選択を支援

[3] チューター制度：個人指導教官（教員）。各指導教員を「チューター」として配属し、大学で学ぶ学生の生活・教育・研究について、個別に指導・助言を行っている。

[4] 学生相談制度：教員が研究室に在室時は、学生が教員の誰とでも面談・相談ができる制度。

[5] 一日みかんだい生：看護職をめざす高校生を対象に、入学後の休退学や就職後の早期離職を防止することを目的としたキャリアデザイン講座。看護職経験者による講義や、学生体験談、キャリアデザインワークショップ等のプログラムを実施する。

[6] 高校生のためのオープンクラス：看護学部の通常の授業を高校生に開放する。大学での学びに触れてもらうことで、高校生の進路選択の一助となることを目的としている。

するとともに、県内医療機関等への就職意識を高める取組を継続して実施していることも評価できる。

今後は、学生の就職先の選択要因を分析し、県内医療機関等との連携をさらに強化することで、県内就職率の一層の向上に向けた取組を進めることを期待する。

〈22201　研究活動への支援〉

研究倫理審査、海外文献検索および科研費申請等に関する研修を実施し、教員の研究活動の支援体制を整備していることは評価できる。また、学長特別研究費による若手教員への研究支援や、連携協力協定機関との共同研究の推進など、研究活動の活性化につながる取組も高く評価できる。

今後は、研究インテグリティ[7]や公的研究費の適正執行に関する管理体制のさらなる充実を図るとともに、大型の外部資金獲得につながる研究支援体制の強化を期待する。

〈31101　看護職者の能力向上〉

三重県受託事業を継続的に実施し、参加者から高い満足度を得ているなど、県内看護職者の能力向上に貢献していることは高く評価できる。また、認定看護師教育課程「感染管理」を開講し、52 名の認定看護師を育成した結果、都道府県別登録者順位（人口 10 万人比）が 10 位に上昇し、地域の感染管理体制の充実に寄与するとともに、修了後のフォローアップ研修を継続している点も評価できる。

今後は、参加者の満足度だけでなく、事業成果や費用対効果を継続的に検証し、地域の看護人材育成へのさらなる貢献につなげることを期待する。

〈32101　県民のヘルスリテラシーの向上〉

「みかん大出前講座[8]」「みかん大リクエスト講座[9]」「県民のヘルスリテラシー向上支援事業」等を通じて、教員の専門性を活かした多様なプログラムを提供し、県民のヘルスリテラシー向上に継続的に取り組んでいることは高く評価できる。また、参加者数・満足度ともに高水準であり、大学の専門性や魅力を地域へ発信する取組としても評価できる。

〈33101　教育研究活動に基づく社会・地域貢献〉

教員が専門性を活かして県・市町・学協会等の各種委員会や協議会へ積極的に参画し、地域の保健・医療・福祉課題の解決や政策立案等に貢献していることは高く評価できる。また、連携協力協定機関との意見交換会の実施など、地域の医療機関との連携強化に向けた取組を進めている点も評価できる。加えて、連携協力協定病院との共同研究については、今後の成果に期待する。

一方で、教育・研究・大学運営業務と並行した社会貢献活動の拡大に伴う教

[7] 研究インテグリティ：研究活動の健全性・公正性を自主的・自律的に確保すること。

[8] みかん大出前講座：教員が自身の教育、研究、社会活動の専門性や成果を活かし、県民や看護職をはじめ医療、福祉の専門職者を対象として、地域に出向いて講演等を行うもの。

[9] みかん大リクエスト講座：「みかん大出前講座」にない内容について、要望に合わせて、教員を派遣して講演等を行うもの。

員負担にも留意し、活動の持続可能性をふまえた体制整備を進めることが望まれる。

〈41101　学生の生活支援〉

学生アンケートや意見箱を通じて学生の意見を把握し、対応結果をフィードバックするなど、学生の声を反映した支援体制を整備していることは評価できる。また、生活支援制度、健康相談、経済的支援等、学生生活を支える幅広い取組を継続的に実施している点も高く評価できる。

今後は、物価高をはじめとする社会状況の変化をふまえ、経済的支援の利用状況や学生ニーズを継続的に把握し、より効果的な学生支援につなげることを期待する。

〈43101　大規模災害時等への対応〉

安否確認システムによる訓練や時間外に大規模地震が発生した場合における班別行動マニュアルの整備など、大規模災害発生時に備えた危機管理体制の強化に取り組んでいる点は高く評価できる。

今後は、訓練で明らかとなった課題へのフォローアップを継続するとともに、学生・教職員の大規模災害に対する意識の醸成に向け、大規模災害発生時等における地域との連携や支援のあり方、大学の役割等を明確化し、周知することを期待する。

〈52202　事務職員の育成と働き方〉

業務の標準化や後継者の育成を含め、大学運営を支える人材育成を継続的に進めることは重要である。法人固有職員の研修計画を策定し、業務改善について提案する機会を設けたことは、組織の活性化を促進する点で高く評価できる。提案内容に関し、業務改善が図られ、より良い成果となることを期待する。

〈71101　自己点検・評価及び外部評価〉

大学教育質保証・評価センターによる審査や県評価委員会等の外部評価もふまえ、自己点検・評価の充実を図っていることは評価できる。また、地域の協力団体と連携しながら実施している「三重を知ろうⅠ・Ⅱ」の授業内容が優れた取組として評価されたことは高く評価できる。

今後は、自己点検評価で把握した課題について、対応状況を継続的に追跡することが重要である。

② 遅れている取組

該当なし

(4)　全体評価にあたっての意見、指摘事項等

①　教育・研究に関しては、さまざまなアンケート調査、分析等が行われているが、いずれも教育・研究改革の重要な手段であると考えられる。しかし、これらは早期に成果が測れるものではないので、引き続き慎重な分析と継続的な検証をお願いしたい。

② 次頁以降の「２ 項目別評価」で記述している評価委員会の意見は、法人のさらなる前進を期待する意味合いであるため、これらをふまえた教育研究活動、地域貢献活動および大学運営の一層の活性化を要望する。

２　項目別評価

Ⅰ　大学の教育研究の向上に関する項目

第１　教育に関する項目

(1)　進捗状況の確認結果

教育に関する項目は、教育内容、教育の質の向上、学生の支援の目標について取り組まれている。いくつかの項目について顕著な成果が見られ、年度計画を順調に実施していると認められる。

(2)　実施状況

① 重点的取組及び特筆すべき取組

〈21102　高大接続の拡大（学部）〉（再掲）

「一日みかんだい生」「出前授業」「高校生のためのオープンクラス」等を通じて、高校生が看護職や学生生活を理解できる機会を継続的に提供するとともに、高校訪問等を通じて積極的に高大接続を推進したことは高く評価できる。特に、「一日みかんだい生」は定員を上回る応募と高い参加者満足度を得ており、看護職への関心や進路意識の醸成、ミスマッチの防止に資する取組として評価できる。

〈21104　教育課程・教育方法・内容の充実（学部）〉

「総合課題探求Ⅱ」など特色ある教育を展開し、異学年交流や倫理的課題の探究を通じた共同的な学びを推進したことは評価できる。また、国際交流についても、海外協定校との交流を継続し、学生・大学院生の国際的な学びの機会を確保したことは評価できる。

一方で、「学修成果に関する調査」において、「地域、社会、国際的な幅広い思考」や「さまざまな保健・医療・福祉と連携させる内容」に関する評価が低いことから、探求力の養成やカリキュラムの改善など、教育内容の継続的な改善を図ることを期待する。

〈21105　公正な成績評価の実施（学部）〉

学生便覧やシラバス[10]などを通じて、先修科目条件や進級判定条件、成績評価基準等を明示するとともに、令和８年度から全学的な成績評価基準を運用することとした点は、公正性・透明性の向上に資する取組として評価できる。

〈21106　教育課程・教育方法・内容の充実（研究科）〉

科目目的に応じて対面・ライブ配信・オンデマンドを適切に組み合わせるなど、学習効果と学生の利便性に配慮した教育方法の工夫や、研究倫理に配慮した修士論文の機関リポジトリ[11]登録に関する制度整備を行ったことは評価できる。

博士後期課程の設置に向けては、設置の理念・目的やロードマップを明確にし、計画的に取り組むことを期待する。

[10] シラバス：科目について、事前に立てられた講義内容や学習計画等を記したもの。

[11] 機関リポジトリ：研究者が作成した論文等の学術研究成果物をサーバーシステムに収集し、インターネットを介して学内外に公開するもの。

〈21107　公正な成績評価の実施（研究科）〉

カリキュラム・ポリシー[12]および履修規程の改正により、成績評価基準や到達レベル、評価方法の明確化を図るとともに、「学位論文審査基準」に基づく適正な学位審査や、学修成果ルーブリック[13]評価の実施を通じて、公正な成績評価と学生の主体的な学修の促進に取り組んだことは評価できる。

今後も、評価基準の適切な運用と学修成果の継続的な検証を通じて、公正な成績評価の実施に努めることを期待する。

〈21201　授業の点検・評価〉（再掲）

「授業振り返りアンケート」により、授業改善に加えて学生自身の学修成果の振り返りを促す仕組みを整備するとともに、「教員相互による授業点検評価」において、優れた授業実践を教授会で共有するなど、教員相互の意見を教育改善につなげる取組を進めていることは高く評価できる。

一方で、実習科目におけるアンケート回答率が低い状況をふまえ、学生が回答しやすい環境や方法を検討するとともに、改善結果を学生へ適切にフィードバックする取組を進めることを期待する。

〈21202　研修会等の開催〉

研究・教育コロキウム[14]、ＦＤ[15]講習会等を計画的に開催し、研究倫理、知的財産、生成ＡＩ、論文執筆など、教育研究力の向上に資する多様なテーマを扱っていることは評価できる。また、研究科ＦＤ研修会など、教員・大学院生のニーズをふまえた研修を実施している点も評価できる。

生成ＡＩの活用については、教育研究の効率化につながることが期待できるため、情報管理や研究倫理上のリスクをふまえた利用ルールの明確化等を行ったうえで、教職員・学生に継続的に周知することが重要である。

〈21301　学習支援〉

学生相談制度やチューター制度を活用した組織的な学生支援体制の整備、学習環境の充実、国家試験対策の実施など、学生の学修・生活を支える取組を継続して行っていることは評価できる。また、教育懇談会時における保護者への授業公開など、ステークホルダーへの情報提供の充実も評価できる。

[12] カリキュラム・ポリシー：教育課程編成・実施の方針。ディプロマポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施するのかを定める基本的な方針。

[13] 学修成果ルーブリック：ルーブリックとは、評価指標（学修活動に応じた具体的な到達目標）と、評価指標に即した評価基準（レベル）を記載した配点表をさし、ルーブリック評価とは、ルーブリックを用いた成績評価方法を意味する。米国で開発された学修評価の基準の作成方法で、評価水準である「尺度」と、尺度を満たした場合の「特徴の記述」で構成される。記述により達成水準等が明確化されることにより、他の手段では困難なパフォーマンス等の定性的な評価に向くとされ、評価者・被評価者の認識の共有、複数の評価者による評価の標準化等のメリットがある。（中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成するために～」答申（平成 24 年３月）（用語集）より）

[14] 研究・教育コロキウム：専門家などの会合や学会のこと。学術的セミナー。非公式討論会。

[15] ＦＤ：大学教員の教育能力を高めるための実践的方法のことであり、大学の授業改革のための組織的な取組方法をさす。

一方で､看護師と保健師の国家試験合格率については目標値の合格率 100%に達していないことから、要因分析を行い、学生の主体的な学習意欲の向上や個別支援の充実を図るとともに、不合格者等の次年度受験への支援を継続することを期待する。

〈21302　大社接続の支援〉（再掲）

「就職説明会」や「ようこそ先輩」を継続して開催し、学生が卒業後の進路を具体的に考える機会を提供するとともに、早期に卒業生や県内医療機関等との接点を広げる取組を進めていることは評価できる。また、特別選抜による入学予定者および保護者を対象とした「三重の保健医療を支える未来の看護職者育成交流会」により、入学前から県内医療の現状や将来のキャリアについて理解を深める機会を提供している点も、県内就職の意識醸成につながる取組として高く評価できる。

〈21303　就職支援〉（再掲）

県内就職率が 57.5%となり数値目標を達成したことは高く評価できる。また、「就活講座」「三重を知ろうⅠ・Ⅱ」等を通じて、学生の進路選択を支援するとともに、県内医療機関等への就職意識を高める取組を継続して実施していることも評価できる。

今後は、学生の就職先の選択要因を分析し、県内医療機関等との連携をさらに強化することで、県内就職率の一層の向上に向けた取組を進めることを期待する。

② 遅れている取組

該当なし

③ 前年度に評価委員会から意見、指摘した項目

該当なし

(3)　評価にあたっての意見、指摘事項等

〈21101　適切な選抜の実施（学部）〉

入学者選抜関連情報の積極的な発信により、入学定員を満たす 101 名の入学生を確保するとともに、「地域推薦型選抜」など特色ある選抜を通じて県内での活躍が期待される 12 名の学生を確保したことは評価できる。「多言語多文化選抜」については、志願者・入学者の確保に向けた取組の充実を期待する。また、各入試区分の選抜方法を明確に示すため、アドミッションポリシー[16]を改正したことは評価できる。今後は、地域の事情等をふまえた特色ある入学者選抜の重要性が高まると考えられるため、選抜方法のあり方について引き続き検討を進めていただきたい。

[16] アドミッションポリシー：入学者の受入方針。各大学・学部等が、その教育理念や特色等をふまえ、どのような教育活動を行い、また、どのような能力や適正等を有する学生を求めているのかなどの考え方をまとめたもの。入学者の選抜方法や入試問題の出題内容等にはこの方針が反映される。

一方で、令和７年度および令和８年度入学者選抜試験で出題ミスが発生したことは、大学の信頼性に関わる重要な問題である。再発防止に向けたチェック体制の強化を着実に実施するとともに、継続的な検証を行い、より適切な入学者選抜の実施に努められたい。

〈21103　適切な選抜の実施（研究科）〉

学内推薦制度の周知や２年生対象の「キャリアデザイン」授業、大学院の広報用動画の作成・公開など、大学院進学者の確保に向けた積極的な広報・進学支援の取組は評価できる。また、大学院のコース別にアドミッションポリシーを見直したことは評価できる。

一方で、定員充足率は低い状況が続いていることから、地域ニーズや将来的な志願動向を十分に分析し、博士後期課程構想との整合性を含め、必要な教員体制や教育研究環境の整備を計画的に進められたい。

第２　研究に関する項目

(1)　進捗状況の確認結果

研究に関する項目は、研究水準および研究の成果、研究実施体制の整備の目標について取り組まれている。いくつかの項目について成果が見られ、年度計画を順調に実施していると認められる。

(2)　実施状況

① 重点的取組及び特筆すべき取組

〈22101　研究と地域課題との循環の促進〉

地域交流センター事業を通じて、施設対象看護研究支援等が継続して実施されており、参加者から高い評価を得ていることは、地域貢献の取組として評価できる。また、連携協力協定病院等との共同研究を開始し、地域に根差した研究課題に取り組むことで、大学の研究機能と地域課題を結び付ける取組を進めていることも評価できる。

今後は、共同研究の成果を地域へ還元するとともに、研究活動と地域課題の解決が好循環を生み出す取組として発展していくことを期待する。

〈22102　競争的研究資金の獲得〉

「外部資金助成情報管理システム」による情報提供などを通じて、競争的研究資金の獲得に向けた組織的な支援体制を整備し、競争的研究資金申請率100%を達成するとともに、科学研究費補助金の新規採択率向上につなげたことは評価できる。

採択率のさらなる向上に向け、若手教員への支援を含めた研究支援体制の充実を図るとともに、獲得した外部資金による研究成果の発信や地域課題の解決、学内共同研究の推進など、大学全体の研究力向上につながる取組を期待する。

〈22103　研究成果の公表と還元〉

大学ホームページへの研究業績・研究課題の掲載など、研究活動を広く発信する取組を進めていることは評価できる。また、「みかん大出前講座」「みかん大リクエスト講座」「ウェルビーイング事業」等を通じて、教員の専門性を活かした研究成果を継続的に地域に還元していることも評価できる。

一方で、紀要掲載数は限られていることから、大学として蓄積すべき研究成果や史料の発信方針を整理することを期待する。

〈22201　研究活動への支援〉（再掲）

研究倫理審査、海外文献検索および科研費申請等に関する研修を実施し、教員の研究活動の支援体制を整備していることは評価できる。また、学長特別研究費による若手教員への研究支援や、連携協力協定機関との共同研究の推進など、研究活動の活性化につながる取組も高く評価できる。

今後は、研究インテグリティや公的研究費の適正執行に関する管理体制のさらなる充実を図るとともに、大型の外部資金獲得につながる研究支援体制の強化を期待する。

② 遅れている取組
該当なし

③ 前年度に評価委員会から意見、指摘した項目
該当なし

(3) 評価にあたっての意見、指摘事項等
該当なし

Ⅱ　社会・地域貢献に関する項目

(1)　評価結果

A （平均点２．７５）

評価	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	計
項目数	3	1	0	0	4

(2)　実施状況

① 特筆すべき取組

〈31101　看護職者の能力向上〉（再掲）

三重県受託事業を継続的に実施し、参加者から高い満足度を得ているなど、県内看護職者の能力向上に貢献していることは高く評価できる。また、認定看護師教育課程「感染管理」を開講し、52 名の認定看護師を育成した結果、都道府県別登録者順位（人口 10 万人比）が 10 位に上昇し、地域の感染管理体制の充実に寄与するとともに、修了後のフォローアップ研修を継続している点も評価できる。

今後は、参加者の満足度だけでなく、事業成果や費用対効果を継続的に検証し、地域の看護人材育成へのさらなる貢献につなげることを期待する。

〈31102　卒業生へのキャリア支援〉

同窓会と連携した「卒業生のきずなプロジェクト」を継続して実施し、対象を卒業後３年目まで拡大することで、卒業生同士や教員との交流、キャリア形成を支援する機会を提供したことは評価できる。

今後も、大学と同窓会の連携をさらに深め、卒業生への継続的なキャリア支援につながる取組へと発展させることを期待する。

〈32101　県民のヘルスリテラシーの向上〉（再掲）

「みかん大出前講座」「みかん大リクエスト講座」「県民のヘルスリテラシー向上支援事業」等を通じて、教員の専門性を活かした多様なプログラムを提供し、県民のヘルスリテラシー向上に継続的に取り組んでいることは高く評価できる。また、参加者数・満足度ともに高水準であり、大学の専門性や魅力を地域へ発信する取組としても評価できる。

〈33101　教育研究活動に基づく社会・地域貢献〉（再掲）

教員が専門性を活かして県・市町・学協会等の各種委員会や協議会へ積極的に参画し、地域の保健・医療・福祉課題の解決や政策立案等に貢献していることは高く評価できる。また、連携協力協定機関との意見交換会の実施など、地域の医療機関との連携強化に向けた取組を進めている点も評価できる。加えて、連携協力協定病院との共同研究については、今後の成果に期待する。

一方で、教育・研究・大学運営業務と並行した社会貢献活動の拡大に伴う教員負担にも留意し、活動の持続可能性をふまえた体制整備を進めることが望まれる。

② 遅れている取組
該当なし

③ 前年度に評価委員会から意見、指摘した項目
該当なし

④ 法人による評価と評価委員会の評価が異なる項目
該当なし

(3) 評価にあたっての意見、指摘事項等
該当なし

Ⅲ　大学運営に係る環境整備に関する項目

(1)　評価結果

A （平均点２．０）

評価	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	計
項目数	0	8	0	0	8

(2)　実施状況

① 特筆すべき取組

〈41101　学生の生活支援〉（再掲）

学生アンケートや意見箱を通じて学生の意見を把握し、対応結果をフィードバックするなど、学生の声を反映した支援体制を整備していることは評価できる。また、生活支援制度、健康相談、経済的支援等、学生生活を支える幅広い取組を継続的に実施している点も高く評価できる。

今後は、物価高をはじめとする社会状況の変化をふまえ、経済的支援の利用状況や学生ニーズを継続的に把握し、より効果的な学生支援につなげることを期待する。

〈41102　教職員の健康管理〉

産業医による面接指導、衛生委員会での情報共有、教職員満足度アンケートやストレスチェック[17]の実施などを通じて、教職員の健康管理と職場環境の改善に継続的に取り組んでいることは評価できる。また、アンケート結果等をふまえ、委員会の統廃合など具体的な改善につなげている点も評価できる。

一方で、業務量や研究環境、教員配置等については引き続き課題が見られるため、組織全体の働き方改革を継続的に進めることを期待する。

〈42101　教育環境・ＩＴ環境の整備〉

教育研究活動を支えるＩＴ環境の整備を計画的に進めている点は評価できる。特に、ファイアウォールの新設によるセキュリティ強化や、災害時にＷｉ-Ｆｉを開放できる仕組みの導入は、平時・災害時双方の利用環境向上につながる取組であると評価できる。

大学においては、学生・教職員の個人情報、研究情報、入試関連情報等の重要な情報を扱うため、インシデント発生時の報告体制、初動対応、原因分析、再発防止策の実施状況を継続的に確認し、実効性ある情報セキュリティの管理体制を維持していくことが重要である。また、ＡＩの活用についても大学の方針等を定めることを期待する。

〈42102　図書館運営の充実〉

外国文献検索の活用方法を再確認する教員向け講座を開催するなど、教育研究支援の充実に取り組んでいる点は評価できる。また、附属看護博物館に

[17] ストレスチェック：定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、職場環境の改善につなげる取組のこと。平成 27 年 12 月に施行され、労働者数 50 人以上の事業場において義務化されている。

ついて、第８期企画展に向けた準備を適切に進めた点も評価できる。附属看護博物館が地域に開かれた大学づくりの一助となるよう、今後の活用方策を引き続き検討するとともに、県内外への情報発信をさらに進めることを期待する。

〈42103　環境等への配慮〉

ＬＥＤ化や節電の呼びかけなど、省エネルギーと環境負荷低減に向けた取組を継続し、電気使用量の削減につなげている点は評価できる。また、環境問題に関する研修等を通じて、学生・教職員の環境意識向上に取り組んでいる点も評価できる。

一方で、ＯＡ用紙使用量は昨年度より増加しているため、要因を分析しつつ、会議資料の電子化や各種申請・承認手続のデジタル化など、紙使用量の削減と業務効率化を一体的に進めることを期待する。

〈43101　大規模災害時等への対応〉（再掲）

安否確認システムによる訓練や時間外に大規模地震が発生した場合における班別行動マニュアルの整備など、大規模災害発生時に備えた危機管理体制の強化に取り組んでいる点は高く評価できる。

今後は、訓練で明らかとなった課題へのフォローアップを継続するとともに、学生・教職員の大規模災害に対する意識の醸成に向け、大規模災害発生時等における地域との連携や支援のあり方、大学の役割等を明確化し、周知することを期待する。

〈43102　危機管理への対応〉

大学ネットワークのサイバーセキュリティに関して、サーバのウイルス検知への対応、メールアカウント不正アクセス発生時のパスワード変更・注意喚起等を行ったことは、危機管理が有効に機能した結果であると評価できる。

大規模災害が発生した場合の初動体制に関しては、学生も含めた教育・訓練等について検討いただきたい。

入試出題ミスに関しては、大学の信用・信頼を揺るがす重大な問題であるため、内部統制の強化につなげることが望まれる。

〈44101　人権尊重とハラスメント防止〉

学生・教職員を対象としたハラスメント防止研修を実施するなど、ハラスメント防止に向けた継続的な取組を進めている点は評価できる。全教職員がハラスメント相談窓口となっているが、学生や教職員のニーズに対応した相談体制となっているか、さまざまなアンケート調査結果を分析し、検討いただきたい。

学部生を対象とした「いじめやハラスメントに関するアンケート調査」では、相談窓口の認知度や相談のしづらさなどの課題が残るため、相談体制のさらなる明確化と、相談者が安心して相談できる体制整備を進めることを期待する。

② 遅れている取組
該当なし

③ 前年度に評価委員会から意見、指摘した項目
〈41102　教職員の健康管理〉
教職員の健康維持と職場環境の改善は重要であり、職員満足度アンケートの結果について、全体満足度が 57.18 点と、前年度から５ポイント上昇しており、アンケート結果の詳細な分析を行ったことや、産業医が総合的に高ストレス者等と判定した教職員に対しては、産業医による面接の実施を案内し、メンタルヘルス不調の未然防止など、職場環境の改善に取り組んだことは職場環境・労働環境の改善が図られているものと評価する。
一方で、教員満足度アンケートの結果においては、全体満足度が 49.61 点と、前年度から 6.64 ポイント低下している。人員不足による多忙が影響しているとのことであるが、継続的に改善活動に取り組む必要がある。まずは、ハラスメントをなくし、心理的安全性を高めることが重要であると考える。また、教員への対応として、「意思形成過程も公開してもらいたいとの意見に対し、教授会の構成員以外に対して傍聴制度を導入した」とあるが、これが抜本的な対応とは考えにくい。職場環境の改善という課題はまだ残されていると考える。個々人への対応に加え、組織全体の働き方改革が求められる。特に、ＤＸの導入など新たな取組が進められているため、今後のさらなる改善を期待する。

（意見、指摘に対する令和７年度の取組状況）
教職員が健康で働きやすい職場環境づくりを法人の重点事項と位置づけ、教職員とコミュニケーションを図りながら改善に取り組んでいる。ハラスメント防止に関しては、教員との対話やハラスメント研修会を重ねて実施するとともに、あらためて相談制度の周知にも注力した。また、業務負担の軽減や研究時間の確保等につなげるため、教員の公募による人員充足に努めるとともに、令和８年４月からは各種委員会等の統廃合と定数削減を行い、業務の効率化を図ることとした。これらの改善取組を実施したこともあり、令和７年度の教員満足度アンケート結果では、全体満足度が 55.54 点で、前年度から 5.93 ポイント上昇し、特にハラスメントに関する項目では５点満点評価が前年度の 1.28 から 2.42 へと大幅に改善した。

〈43102　危機管理への対応〉
リスク管理委員会を開催し、大規模地震対策マニュアルの見直しや、時間外に大規模地震等が発生した場合の初動体制の更新と各班の役割確認を行ったことは評価できる。
大学ネットワークのサイバーセキュリティに関しては、適正に対応していると考えるが、サイバー攻撃のリスクは、ますます高まっていることから、今後のＩＴ整備やＤＸの進展に伴い、サイバーセキュリティ対策の重要性はさらに増すと考えられ、定期的な脆弱性診断を実施し、外部評価機関の推奨する施策を参考にするなどが望まれる。サイバーサキュリティを防御のみで考えるのではなく、侵入された場合に備える対策や、その場合の対応方法を想

定しておく必要がある。

（意見、指摘に対する令和７年度の取組状況）
サイバー攻撃のリスクに備えて、日頃のネットワーク監視に加え、学内情報ネットワークの適正利用を目的とした各種規程を新たに整備して学生・教職員に周知するとともに、学生に対しては１年次の科目「情報リテラシー入門」において情報倫理とセキュリティに関する授業を実施した。また、大学が保有する情報システムの脆弱性の有無や運用上の課題を検出することを目的に、文部科学省が実施する「大学における情報システムに対する脆弱性診断・ペネトレーションテスト」に応募した。令和７年度は採用に至らなかったため、令和８年度も継続して応募していく。

〈44101　人権尊重とハラスメント防止〉
学生や教職員に対し複数回の研修会を実施し、ハラスメント防止について継続的に周知することでハラスメント防止意識を高めようとする姿勢がみられる。また、教職員の 34.5%がハラスメント等で困っているという調査結果をふまえて、令和７年３月７日に講習会を開催し、ハラスメント防止に向けたより良い体制づくりについて理解を深めた点は評価できる。
一方で、アンケート結果からは十分な改善が進んでいないようにも見受けられる。ハラスメント防止については、不断の努力が必要であり、理解が実際の行動につながるよう、継続的に研修会を実施するほか、ハラスメントに対する大学の姿勢や考え方を繰り返し周知するなど、組織全体としての取組を強化されたい。また、ハラスメントに対するさらなる分析の強化、相談窓口の認知度向上、職場環境の改善を進めることが重要と考える。

（意見、指摘に対する令和７年度の取組状況）
ハラスメント防止は、繰り返しの研修による意識向上と相談体制の周知を図ることが重要との認識のもと、より効果的な研修手法を検討しながら継続して取り組んだ。令和７年度の全教職員対象の研修では、啓発や制度周知にとどまらない研修として「本学におけるハラスメントの問題点を共に考える」と題して、ハラスメントが発生しうる要因や組織風土の改善策などについて職員同士が活発に意見交換を行った。そのなかで、相談・対応体制の分かりにくさへの意見があったことから、学生アンケートにおける意見も詳細に分析しながら、より良い相談体制づくりに向けた検討に着手した。

④ 法人による評価と評価委員会の評価が異なる項目
該当なし

(3)　評価にあたっての意見、指摘事項等
該当なし

Ⅳ　的確な業務運営の実施及び業務改善に関する項目

(1)　評価結果

A （平均点２．０）

評価	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	計
項目数	0	4	0	0	4

(2)　実施状況

① 特筆すべき取組

〈51101　組織体制〉

大学戦略会議において 18 歳人口の減少やＤＸの進展など大学を取り巻く環境変化をふまえ、今後の改革の方向性を具体的に検討することは、大学の将来を考えるうえで重要である。一方で、会議で決定した今後の取組内容が、全学の取組として波及していくか不明瞭であるため、内部統制機能の発揮等により、大学の強みや特色がさらに明確になっていくことを期待する。

理事長選考において選考基準を見直し、今後求められるリーダーシップ像を明確化したことも、組織運営の継続性と実効性を高める取組として評価できる。

〈52101　教職員の充足〉

研究者人材データベースや大学ホームページを活用して教員公募を行い、教員選考委員会や領域の長による面接を通じて、優秀な教員の確保に努めている点は評価できる。

一方で、採用者数は限られており、今後は博士後期課程設置に必要な教員確保も課題となることから、採用方法の工夫や中長期的な人材育成等の検討が重要である。

〈52201　教員の育成と働き方〉

夏季休暇期間における緊急性の低い定例会議の休会や年末年始の一斉閉校など、教員の負担軽減と働き方改善に向けた取組は評価できる。

今後は、業務負担軽減の効果を検証することを期待する。また、新たに提案した働き方改革に関する評価視点を、外部の評価指標等も参考とし、定期的な評価・改善につなげていくことを期待する。

〈52202　事務職員の育成と働き方〉（再掲）

業務の標準化や後継者の育成を含め、大学運営を支える人材育成を継続的に進めることは重要である。法人固有職員の研修計画を策定し、業務改善について提案する機会を設けたことは、組織の活性化を促進する点で高く評価できる。提案内容に関し、業務改善が図られ、より良い成果となることを期待する。

② 遅れている取組

該当なし

③ 前年度に評価委員会から意見、指摘した項目
該当なし

④ 法人による評価と評価委員会の評価が異なる項目
該当なし

⑶ 評価にあたっての意見、指摘事項等
該当なし

Ⅴ　財務内容の改善に関する項目

(1)　評価結果

A （平均点２．０）

評価	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	計
項目数	0	4	0	0	4

(2)　実施状況

① 特筆すべき取組

〈61101　自己収入の確保〉

施設使用料や広告掲載料などを通じた自己収入を継続して確保している点は評価できる。

今後は、安定的な財源確保に向け、認定看護師教育課程に代わる新たな収入源の創出についても検討を進めることを期待する。

〈61102　知的財産の適切な保護と活用〉

特許について審議し、知的財産の有用性や維持コストをふまえた適切な管理を行っており、知的財産の保護に努めていることは評価できる。また、全教職員を対象に生成ＡＩを含む知的財産に関する研修を実施し、知的財産に対する意識の醸成に取り組んでいることも評価できる。

〈62101　経費の抑制〉

教職員のコスト意識向上に向けた取組や、ＬＥＤ化、一斉閉校等による経費削減を進めている点は評価できる。

今後は、経費削減による教育研究活動への影響を確認しながら、必要な投資とのバランスを図ることが重要である。

〈63101　資産の適正管理〉

中長期改修計画に基づく施設改修を適切に実施していることは評価できる。

今後も、施設・設備の老朽化や建築資材等の高騰をふまえ、将来の更新費用を見据えた長期的な修繕計画の策定と財務負担の見える化を進めていただきたい。

② 遅れている取組

該当なし

③ 前年度に評価委員会から意見、指摘した項目

該当なし

④ 法人による評価と評価委員会の評価が異なる項目

該当なし

(3)　評価にあたっての意見、指摘事項等

該当なし

Ⅵ　大学教育の質保証及び情報の公開・発信に関する項目

(1)　評価結果

A （平均点２．０）

評価	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	計
項目数	0	3	0	0	3

(2)　実施状況

① 特筆すべき取組

〈71101　自己点検・評価及び外部評価〉（再掲）

大学教育質保証・評価センターによる審査や県評価委員会等の外部評価もふまえ、自己点検・評価の充実を図っていることは評価できる。また、地域の協力団体と連携しながら実施している「三重を知ろうⅠ・Ⅱ」の授業内容が優れた取組として評価されたことは高く評価できる。

今後は、自己点検評価で把握した課題について、対応状況を継続的に追跡することが重要である。

〈71102　内部監査の推進〉

中長期監査計画に基づき内部監査を計画的に実施したうえで、監査結果を理事長、理事会および教職員に共有し、「要改善」や「意見」とされた事項について担当課等に対応を求め、その状況を確認している点は評価できる。

今後は、内部監査のテーマ選定にあたり、リスク評価の過程を明確にするとともに、財務、研究倫理、情報セキュリティ、危機管理、人事労務などの主要なリスク領域が中長期的に網羅されているかを確認しながら、内部監査を内部統制の強化と業務改善につなげていくことが重要である。

〈72101　情報公開・情報発信の推進〉

財務諸表等の公表や会計監査人による監査の実施により、大学運営の透明性・説明責任を確保している点は評価できる。また、広報媒体の見直しや高校生・受験生向け広報誌の発行、大学院広報動画の公開など、対象に応じた情報発信の充実に取り組んでいる点も評価できる。インターネット社会において、大学ホームページ等を介した情報公開・情報発信はますます重要となるため、さらなる工夫を期待する。

② 遅れている取組

該当なし

③ 前年度に評価委員会から意見、指摘した項目

該当なし

④ 法人による評価と評価委員会の評価が異なる項目

該当なし

(3)　評価にあたっての意見、指摘事項等

該当なし

3　参考資料

○ 公立大学法人三重県立看護大学中期目標に定める数値目標の達成状況（第三期中期目標期間）

指　標　名		R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計	備　考
Ⅰ(1) 教育に関する目標									
看護師国家試験合格率(%)	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	－	
	実績値	99.0	99.0	98.1	100.0	96.7		－	
保健師国家試験合格率(%)	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	－	
	実績値	96.0	98.0	99.0	100.0	92.4		－	
助産師国家試験合格率(%)	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	－	
	実績値	100.0	90.9	100.0	100.0	100.0		－	
看護師国家試験合格者数(人)	目標値	95	95	95	95	95	95	－	
	実績値	98	98	101	96	89		－	
保健師国家試験合格者数(人)	目標値	95	95	95	95	95	95	－	
	実績値	95	97	102	96	85		－	
助産師国家試験合格者数(人)	目標値	10	10	10	10	10	10	－	
	実績値	10	10	10	10	8		－	
県内就職率(%)	目標値	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0	－	県内への看護職就職者数／就職者数
	実績値	62.5	55.7	57.4	54.3	57.5		－	
修士学位取得者数(人)	目標値	8	8	8	8	8	8	－	研究科での学位取得者数
	実績値	12	10	3	7	11		－	
Ⅰ(2) 研究に関する目標									
競争的研究資金申請率(%)	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	－	申請(継続含む)教員数／在職教員数
	実績値	97.9	100.0	100.0	100.0	100.0		－	
外部研究資金採択率(%)	目標値	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	－	科学研究費補助金等の外部研究資金の採択率
	実績値	50.0	56.9	59.2	58.2	51.1		－	
Ⅱ　社会・地域貢献に関する目標									
看護職者を対象とした講座等の開催数(回)	目標値	100	100	100	100	100	100	－	看護職者を対象とした専門講座等を開催した数
	実績値	123	130	175	145	142		－	
県民向け講座等の開催数(回)	目標値	96	96	96	96	96	96	－	県民が参加可能な講座等を開催した数
	実績値	97	131	126	133	100		－	

指　標　名		R3	R4	R5	R6	R7	R8	合計	備　考
学術研究団体等のさまざまな主体の活動に参画した数(人)	目標値	48	48	48	48	48	48	－	県内外の学術研究団体の役員や行政等の審議会委員等に就任した教員の延べ人教
	実績値	58	63	66	64	55		－	
Ⅲ　大学運営に係る環境整備に関する目標									
学生アンケートにおける学生の満足度（%）	目標値	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	－	学生アンケートによる大学生活の支援に対する満足度
	実績値	97.1	96.3	97.8	97.7	98.4		－	
Ⅳ　的確な業務運営の実施及び業務改善に関する目標									
中期目標期間中の改善事例件数（件）	目標値	－	－	－	－	－	－	10	中期目標期間中に学生や教職員から要望を受け改善に取り組んだ事例の総数
	実績値	3	2	3	2	2		－	
Ⅴ　財務内容の改善に関する目標									
中期目標期間中の法人の自己収入額（千円）	目標値	－	－	－	－	－	－	143,000	中期目標期間中の授業料、入学料を除く自己収入総額
	実績値	34,872	50,006	46,077	38,014	23,673			
Ⅳ　大学教育の質保証及び情報の公開・発信に関する目標									
自己点検・評価結果に基づく改善率（%）	目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	－	前年度の課題の解決に向けての取組の実施割合
	実績値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		－	
自己点検・評価の実施状況（回）	目標値	1	1	1	1	1	1	－	自己点検・評価の実施回数
	実績値	2	1	1	1	1		－	

○ 三重県公立大学法人評価委員会名簿

	氏　　名	役　　職　　等
委員長	丸　山　真　司	日本福祉大学教育・心理学部教授
委　員	酒 井　真 利 子	公認会計士、株式会社 SAKURA CPA Network 代表取締役
委　員	中　川　　崇	株式会社百五銀行　常勤監査役
委　員	前　田　朝　子	株式会社オオコーチ取締役会長
委　員	正　木　治　恵	国立大学法人千葉大学大学院 看護学研究院特任教授

○ 三重県公立大学法人評価委員会の開催状況

・第１回　令和８年５月 12 日
・第２回　令和８年６月　２日
・第３回　令和８年７月　２日
・第４回　令和８年８月 17 日

○ 地方独立行政法人法（平成 15 年７月 16 日法律第 118 号）＜抜粋＞

第七十八条の二　公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

一　中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度　中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

二　中期目標の期間の最後の事業年度　中期目標の期間における業務の実績

２　公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

３　第一項の評価は、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。

４　評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

５　評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

６　設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

７　第二十九条の規定は、第一項の評価を受けた公立大学法人について準用する。この場合において、同条中「及び年度計画並びに」とあるのは「及び」と、「毎年度、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第 58 号）＜抜粋＞

附則
第三条
３　新地方独立行政法人法第七十八条の二の規定は、公立大学法人に係る令和六年四月一日以後に開始する中期目標の期間に受ける地方独立行政法人法第十一条第一項に規定する評価委員会（以下この条において「評価委員会」という。）の評価について適用し、公立大学法人に係る同日前に開始した中期目標の期間に受ける評価委員会の評価については、なお従前の例による。

○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方独立行政法人法の改正について（令和５年６月 16 日付　総務省自治財政局長及び文部科学省高等教育局長通知）＜抜粋＞

１．改正の概要
公立大学法人について、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）の記載事項に、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置並びに業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況に関する指標（以下「指標」という。）を追加した上で、毎事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）及び各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を廃止することとしたこと。

２．施行期日等
（１）施行期日は公布の日としたこと。
（２）また、経過措置を以下のとおり定めることとしたこと。
① 新法施行後も、令和５年度の末日までに開始した中期目標期間においては、年度計画策定及び年度評価実施を引き続き行い、当該中期目標期間における中期計画への指標の追加は不要とすること。
② ただし、施行日において、中期計画に既に指標を定めている場合には、施行日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画策定から、当該翌事業年度に受ける年度評価から、それぞれ実施不要とすること。
③ また、施行日後において、中期計画に指標を新たに定めた場合には、指標を定めた日を含む事業年度の翌事業年度の年度計画策定から、当該翌事業年度に受ける年度評価から、それぞれ実施不要とすること。

○ 公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に関する評価基本方針

平成 21 年 12 月 10 日
三重県公立大学法人評価委員会決定
平成 30 年８月９日一部改正
三重県公立大学法人評価委員会決定

三重県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が公立大学法人三重県県立看護大学（以下「法人」という。）の評価を実施する際の基本的な事項を定める。

１　評価の前提

(1)　地方独立行政法人制度においては、法人は、業務を効果的、効率的に実施するため、中期目標及び中期計画に基づいて自主的に運営を行うものである。さらに、業務の公共性、業務運営の透明性を確保し、法人の状況を的確に示して、県民への説明責任を果たし、不断の改革・改善を行っていくことが求められる。

(2)　法人は、地域における高等教育の提供と地域社会での知的・文化的拠点としての役割を担っており、教育研究のさらなる充実・活性化とともに、地域の発展及び県民福祉の向上に積極的に貢献していくことが求められる。

(3)　評価委員会の行う評価は、この２つの基本的な考え方を踏まえ、大学としての「教育研究の特性」に配慮しつつ、中立・公正な立場から、客観的かつ厳正に実施されることが求められる。

２　評価の基本方向

(1)　各事業年度終了時には、中期目標の達成に向けて、中期計画に定めた項目ごとの各年度における具体的な実施状況を調査・分析し、当該事業年度の業務実績について評価する。

　また、中期目標期間の最後の事業年度の前事業年度には、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について評価し、中期目標期間終了時には、当該期間における中期計画等の実施状況の調査・分析を行い、達成状況について総合的に評価する。

(2)　教育研究の特性や法人の大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の組織・業務運営等について、改善すべき点を明らかにする。また、法人の業務達成に向けての意欲的な取り組みを積極的に支援するなど、法人の継続的な質的向上に資する評価を行う。

(3)　評価を通じて法人の業務運営状況をわかりやすく示し、県民への説明責任を果たす。

(4)　評価に関する作業が法人の過重な負担とならないように配慮する。

３　評価の方法

評価委員会は、法人による自己点検・評価をもとに、各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績（以下「見込評価」という。）及び中期目標期間における業務の実績評価（以下「期間評価」という。）を行う。

見込評価については、当該期間までの中期計画の進捗状況の確認等を踏まえ、中期目標期間の終了時までに、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じる。

(1)　年度評価

①　法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標の達成に向け、各事業年度における中期計画等の実施状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、各事業年度の業務実績全体について総合的な評価を行う。

②　教育研究については、その特性への配慮から、原則として専門的な観点からの評価は行わないが、法人による自己点検を踏まえた上で、評価委員会において進捗状況を把握し、その確認・点検を行う。

③　評価結果等を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。

④　具体的な実施方法については、別に実施要領で定める。

(2)　見込評価

①　法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務実績全体について総合的な評価を行う。

②　教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。

③　評価結果を踏まえ、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずる。

④　具体的な実施方法については、別に実施要領で定める。

(3)　期間評価

①　法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、中期目標期間の業務実績全体について総合的な評価を行う。

②　教育研究についての評価は、認証評価機関の評価を踏まえて行う。

③　評価結果を踏まえ、必要に応じて、業務運営の改善その他について勧告する。

④　具体的な実施方法については、年度評価の実施状況を踏まえ、別に実施要領で定める。

4　評価を受ける法人において留意すべき事項

(1)　評価委員会は法人から提出される業務実績報告書等をもとに評価を行うことから、中期計画等の達成状況などについて、法人自ら説明責任を果たすことを基本とすること。

(2)　法人は、達成状況を客観的にあらわすために、できる限り数値目標等の指標を設定すること。また、中期計画における達成状況ができる限り明らかになるように工夫すること。

(3)　法人における自己点検・評価の視点と体制

①　法人は、公立大学の利害関係者である学生や大学に関心を持つ県民の視点に留意し、法人が行う自己点検・評価に際して用いる指標や基準、評価結果及びその活用方法について、できる限りわかりやすく説明すること。

②　法人は自ら説明責任を果たすという観点から、目標の達成にかかる組織内の責任の所在を明確にし、理事長がリーダーシップを発揮できる推進体制を確立すること。

5　その他

本評価基本方針及び別に定める実施要領は、必要に応じて、評価委員会に諮ったうえで見直すものとする。

○ 公立大学法人三重県立看護大学の各事業年度の業務実績評価実施要領

平成 21 年 12 月 10 日決定
平成 23 年１月 17 日一部改正
三重県公立大学法人評価委員会決定
令和４年４月１日一部改正

「公立大学法人三重県立看護大学の業務実績に関する評価基本方針」に基づき、三重県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人三重県立看護大学（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の実施について必要な事項を定める。

１　評価の目的

評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の改善及び充実を促すことにより、法人業務の質の向上、業務の効率化及び透明性の確保に資することを目的に行う。

２　評価の方法

(1)　年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

(2)　「項目別評価」は、年度計画の記載項目（小項目）ごとに法人が自己点検・自己評価を行い、これをもとに、評価委員会において検証・評価を行う。

(3)　「項目別評価」において、大学の教育研究の質の向上に関する項目のうち、教育研究の特性に配慮すべき項目については、専門的な観点からの評価は行わないものとし、事業の外形的・客観的な進捗状況について確認するものとする。この場合、教育研究の特性に配慮すべき範囲は、教育の成果、教育の内容、教育の実施体制及び学生の支援並びに研究水準及び研究の成果、研究の実施体制に関する項目とする。

なお、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す。

(4)　「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価する。

(5)　評価委員会が評価結果を決定する際には、評価（案）を法人に示すとともに、評価（案）に対する法人からの意見申し出の機会を設ける。

３　項目別評価の具体的方法

(1)　教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目の評価

①　法人による自己評価

法人は、年度計画に記載されている小項目ごとに、業務実績をⅠ～Ⅳの４段階で自己評価し、計画の実施状況及び判断理由を記述した業務実績報告書を作成する。

また、大項目ごとに法人としての特色ある取組や未達成事項のほか、当該実施年度以前に評価委員会から指摘された事項等についての対応結果などを記述する。

なお、評価の際に参考となる資料があれば、必要に応じて添付するものとする。

評価は、以下を基準として行う。

ランク	評　価　基　準
Ⅳ	年度計画を上回って実施している
Ⅲ	年度計画を順調に実施している
Ⅱ	年度計画を十分には実施していない
Ⅰ	年度計画を大幅に下回っている、又は実施していない

② 評価委員会による法人の自己評価の検証・評価

評価委員会は、業務実績報告書の小項目ごとに法人の自己評価や年度計画の設定の妥当性も含めて総合的に検証し、年度計画の達成状況について上記の４段階で評価を行う。特に、法人による自己評価と評価委員会による評価が異なる場合は判断理由等を示す。

③ 評価委員会による大項目の評価

評価委員会は、業務実績報告書の小項目ごとの評価と特記事項をもとに、大項目ごとの達成状況について、Ｓ～Ｄの５段階で評価するとともに、特筆すべき点や遅れている点についての意見を記述する。

大項目の評価は、小項目の評価ランクごとに、Ⅳを３点、Ⅲを２点、Ⅱを１点、Ⅰを０点として小項目の平均点を算出し、それを次の基準で評価する。ただし、Ⅱ以下の小項目がある場合は、Ａ評価以上とはしない。

なお、上記は判断の目安であり、評価委員会が総合的に評価し決定する。

	評　価　点	評　価　の　基　準
Ｓ	特に優れた実績を上げている	評価委員会が特に認める場合
Ａ	順調に実施している	小項目の平均点が２点以上
Ｂ	概ね順調に実施している	小項目の平均点が１．８点以上２点未満
Ｃ	十分に実施していない	小項目の平均点が１．８点未満
Ｄ	大幅な見直し、改善が必要である	評価委員会が特に認める場合

（注）小項目の平均点は、小数点以下第２位を四捨五入する。

(2) 大学の教育研究の質の向上に関する項目のうち、教育研究の特性に配慮すべき項目の取扱い

① 法人による自己点検

法人は、年度計画に記載されている小項目ごとに自己点検を行い、事業の外形的・客観的な進捗状況を記述した業務実績報告書を作成する。

また、大項目ごとに法人としての特色ある取り組みや未達成事項のほか、当該実施年度以前に評価委員会から指摘された事項等についての対応結果などを記述する。

② 評価委員会による進捗状況の確認

評価委員会は、業務実績報告書に基づき、小項目ごとに事業の外形的・客観的な進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点についての意見を記述する。

(3)　大項目の区分

大項目は以下のとおり区分する

<table>
<tr><td rowspan="2">Ⅰ　大学の教育研究の向上に関する項目</td><td>1　教育に関する項目</td><td rowspan="2">教育研究の特性に配慮すべき項目</td></tr>
<tr><td>2　研究に関する項目</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ⅱ　社会・地域貢献に関する項目</td><td rowspan="6">教育研究の特性に配慮すべき項目以外の項目</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ⅲ　大学運営に係る環境整備に関する項目</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ⅳ　的確な業務運営の実施及び業務改善に関する項目</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ⅴ　財務内容の改善に関する項目</td></tr>
<tr><td colspan="2">Ⅵ　大学教育の質保証及び情報の公開・発信に関する項目</td></tr>
</table>

4　全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況全体について、記述式により総合的に評価を行う。

全体評価においては、①教育研究の質を向上する特色ある取り組み　②地域貢献等の社会に開かれた取り組み　③理事長のリーダーシップのもと、効率的かつ戦略的な運営を目指した取り組み、などについて積極的に評価する。

5　評価結果

(1)　評価結果は、法人に通知する。

(2)　評価委員会は、必要があると認める時は、法人に対して業務運営の改善その他の勧告を行う。

(3)　評価委員会は、前２項における内容を知事に報告するとともに、公表する。

6　評価結果の反映

(1)　評価結果がＢ～Ｃランクの項目については、法人が自主的に業務運営を改善するなど所要の措置を講ずる。

(2)　評価結果がＤランクの項目については、原則として業務運営の改善その他の勧告を行う。